

(別表2)

# 東京都立臨海青海特別支援学校委員会規程

30臨特第2号

平成30年11月2日

校長決定

## 第一章 総則

### 第1条 (目的)

この規程は、東京都立臨海青海特別支援学校管理運営規程第9に規定する委員会の構成その他運営に関する基本事項を定めることにより、委員会の円滑かつ適正な運営に資することを目的とする。

### 第2条 (構成及び所掌事務)

委員会の構成及び所掌事務は、別表のとおりとする。

### 第3条 (運営)

- 1 委員長は校長又は校長が指名する者とする。
- 2 委員長の職務は、委員会を主宰し会議を総括するものとする。
- 3 委員長が不在の時は、あらかじめ委員長が指名する委員が、委員長の職務を代理する。
- 4 委員会は、過半数の出席をもって成立するものとする。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の教職員等の意見を聴取することができる。
- 6 委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとし、議事で重要なものに係わることは記録簿に記入する。また、これを3年間保存するものとする。

## 第二章 危機管理対策委員会

### 第4条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校危機管理対策委員会と称する。

### 第5条 (目的)

本委員会は、本校における発生する危機管理に対する具体的な対応、計画、事故の拡大・再発防止、学校危機防止等を目的とする。

### 第6条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第三章 防災教育推進委員会

### 第7条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校防災教育推進委員会と称する。

### 第8条 (目的)

本委員会は、本校における適切な防火・防災計画を策定し、火災その他災害を予防するとともに、火災その他災害等非常災害時にむけた防災教育を推進し、児童・生徒、職員の生命と身体の安全を確保することを目的とする。

(別表2)

#### 第9条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、定期の委員会を年度内に2回実施する。また、この他に委員長が必要と認める場合に実施する。
- 2 本委員会は、委員長が招集し、開催する。
- 3 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第四章 学校保健委員会

#### 第10条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校保健委員会と称する。

#### 第11条 (目的)

本委員会は、学校保健、学校安全の推進を図ることを目的とする。

#### 第12条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、定期の委員会を年度内に3回実施する。また、この他に委員長が必要と認める場合に実施する。
- 2 本委員会は、委員長が招集し、開催する。
- 3 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第五章 学校給食運営委員会

#### 第13条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校給食運営委員会と称する。

#### 第14条 (目的)

本委員会は、本校における学校給食の適正かつ円滑な実施の確保を目的とする。

#### 第15条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第六章 業者選定委員会

#### 第16条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校業者選定委員会と称する。

#### 第17条 (目的)

本委員会は、本校の学校行事等で利用する物品やサービスの調達を行う業者の選定を適正に行うことを目的とする。

#### 第18条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

(別表2)

## 第七章 ホームページ管理委員会

### 第19条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校ホームページ管理委員会と称する。

### 第20条 (目的)

本委員会は、本校の公式ホームページの適正な管理、運営を図ることを目的とする。

### 第21条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第八章 教育課程検討委員会

### 第22条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校教育課程検討委員会と称する。

### 第23条 (目的)

本委員会は、本校の教育課程について検討することを目的とする。

### 第24条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、定期の委員会を年度内に5回程度実施する。また、この他に委員長が必要と認める場合に実施する。
- 2 本委員会は、委員長が召集し、開催する。
- 3 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第九章 安全衛生委員会

### 第25条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校安全衛生委員会と称する。

### 第26条 (目的)

本委員会は、労働安全衛生法に基づき、学校職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### 第27条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、定期の委員会を年12回実施する。また、この他に委員長が必要と認める場合、委員の3分の1以上から要求があった場合に実施する。
- 2 本委員会は、委員長が召集し、開催する。
- 3 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第十章 省エネルギー委員会

### 第28条 (名称)

本委員会は、東京都立臨海青海特別支援学校省エネルギー委員会と称する。

### 第29条 (目的)

(別表2)

本委員会は、本校のエネルギーの省エネを進め、もって二酸化炭素の排出を削減すること。また、教職員の省エネ及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高めることを目的とする。

第31条（委員会の開催）

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第十一章 学校開放事業等準備委員会

第32条（名称）

本会を、学校開放事業等準備委員会と称する。

第33条（目的）

本会は、本校における都立学校開放事業等を令和6年度（2024年度）から円滑に開始するための準備を行うことを目的とする。

第34条（委員会の開催）

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第十二章 学校いじめ対策委員会

第35条（名称）

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校いじめ対策委員会と称する。

第36条（目的）

本会は、本校におけるいじめ防止対策を推進することを目的とする。

第37条（委員会の開催）

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第十三章 学校サポートチーム

第38条（名称）

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校サポートチームと称する。

第39条（目的）

本会は、本校における問題行動や課題への効果的な対応と未然防止を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを推進することを目的とする。

校長をもって充てる。

第40条（委員会の開催）

- 1 本会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

(別表2)

## 第十四章 ハラスメント防止委員会

### 第41条 (名称)

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校ハラスメント防止委員会と称する。

### 第42条 (目的)

本会は、本校のセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等の防止に関することを周知、徹底し、教職員の間、セクシャルハラスメント等に関する理解と問題意識を高めることを目的とする。

### 第43条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第十五章 アレルギー対応検討委員会

### 第44条 (名称)

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校アレルギー対応検討委員会と称する。

### 第45条 (目的)

本会は、本校の児童・生徒のアレルギー対応を適切に推進、検討し、もって安心・安全な学校生活の体制整備を図り、アレルギー対応における事故を防ぐこと。また、教職員の間、アレルギー対応に関する理解と問題意識を高めることを目的とする。

### 第46条 (委員会の開催)

- 1 本委員会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。
- 2 委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第十六章 医療的ケア安全委員会

### 第47条 (名称)

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校医療的ケア安全委員会と称する。

### 第48条 (目的)

本会は、本校の医療的ケアが必要な児童・生徒への配慮、対応を適切に推進、検討し、もって安心・安全な学校生活の体制整備を図り、医療的ケア体制における事故を防ぐ。また、教職員の間、医療的ケア体制に関する知識と理解、対応力を高めることを目的とする。

### 第49条 (委員会の開催)

本会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。

## 第十七章 プール実行委員会

### 第50条 (名称)

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校プール実行委員会と称する。

### 第51条 (目的)

本会は、本校の水泳指導全般の実施について検討し、もって安心・安全な学習環境等の整備

(別表2)

を図り、水泳指導における事故を防ぐ。また、教職員の間に、水泳指導に関する知識と理解、対応力を高めることを目的とする。

第52条 (委員会の開催)

本会は、委員長が必要と認める場合に召集し、開催する。

第十八章 青い風実行委員会

第53条 (名称)

本会を、東京都立臨海青海特別支援学校青い風実行委員会と称する。

第54条 (目的)

本会は、校長の特命により、本校の施設設備面や教育活動等全般の事項について校内の意見を集約し、改善策を検討・調整することにより、もって安心・安全な学習環境等の整備と教育内容の充実を図る。また、教職員の間に、学校経営への参画意識を高めることを目的とする。

第55条 (委員会の開催)

本会は、校長が必要と認める場合に召集し、開催する。

附 則

この規則は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

委員会	構成	所掌事項
危機管理対策委員会 (随時)	●管理職(○副校長)、企画室室長、主幹教諭、保健主任、関係職員、学部主任 事務局：生活指導部	緊急時及び災害時の危機管理計画の作成、総合訓練等の計画・実施、事故予防及び事故発生に対する具体的な対応、学校危機防止等
防災教育推進委員会 (年2回)	●管理職、主幹教諭(○生活・教務)、企画室担当、保護者代表、江東区防災課、警察、消防 事務局：生活指導部	避難訓練、地域との防災連携等 防災教育への助言 防災に向けた啓蒙
学校保健委員会 (年3回)	●管理職、○保健主任、経営企画室室長、学校医、養護教諭 事務局：生活指導部	児童・生徒の健康づくり、保健・衛生に関する事項の企画、立案等
学校給食運営委員会 (随時)	●管理職(副校長)、○栄養士、経営企画室長、生活指導主幹、給食主任、養護教諭 事務局：経営企画室	安全かつ適正な給食調理に関すること、給食物資の調査及び選定に関すること、給食指導に関すること、児童・生徒への理解・啓発に関すること等
業者選定委員会 (随時)	●管理職、○経営企画室長、担当主幹、学部主任又は学年主任、企画室担当者 事務局：経営企画室	仕様書の作成、利用・契約する業者の選定等

(別表2)

ホームページ管理委員会 (随時)	●管理職、主幹教諭、○情報教育部主任、HP担当者、企画室ICTリーダー 事務局：情報教育部	学校ホームページの管理運用等に関する事、掲載内容に関する事、個人情報の保護及び人権尊重に関する事、知的所有権に関する事 等
教育課程検討委員会 (年5回)	●管理職、○教務主幹、生活指導主幹、各学部主任、教務部担当者、該当学年主任 事務局：教務部	教育課程に関する内容、研究テーマとの連動、系統的な学習指導、効果的な指導形態等の検討等
安全衛生委員会 (年12回)	●総括安全衛生管理者(校長)、副校長、○安全管理者(企画室長)、衛生管理者、安全衛生委員(職場代表：学校職員の過半数が推薦する者)、産業医 事務局：経営企画室	職場における危険防止、健康障害防止、労働災害防止に関わる基本的な対策に関する事、定期健康診断の受診促進や結果に対する対策等に関する事、職員の健康保持・増進に関わる基本的な対策に関する事 等
省エネ委員会 (随時)	●管理職、○企画室室長、生活指導主幹、学部主任、企画室担当 事務局：経営企画室	組織的な省エネ活動の徹底。 教職員の自主性・自発性に基づき行う省エネ活動の促進 等
学校開放事業等準備委員会 (随時)	●管理職(○副校長)、経営企画室室長、教務主幹、教育支援・進路指導部主任、経営企画室担当 事務局：教育支援・進路指導部	令和7年(2025年)度からの学校開放事業並びに都立特別支援学校活用モデル事業に関する事、校内での方針に関する事等
学校いじめ対策委員会(年1回 他随時)	●管理職、○生活指導主幹、学部主任、生活指導部担当、企画室担当 事務局：生活指導部	いじめ防止対策に関する方針、運用に関する事等
学校サポートチーム (年2回)	●管理職、○生活指導主幹、企画室室長、本校学校運営連絡協議会内に設置、学校運営連絡協議会委員により構成する 事務局：副校長・生活指導部	児童・生徒等の問題行動や学校の課題への効果的な対応と未然防止に関する事
ハラスメント防止委員会 (年1回 他随時)	●管理職(○副校長)、主幹教諭、学部主任、企画室担当、保健主任 事務局：副校長・経営企画室	本校のセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等未然防止及びその対策に関する事 教職員の人権意識、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等防止への意識向上等
アレルギー対策検討委員会(随時)	●管理職、生活指導主幹、各学部主任、栄養士、○保健主任、養護教諭 事務局：保健・給食部	アレルギー対応に関する対策、検討、体制整備に関する事

(別表2)

医療的ケア安全委員会（随時）	●管理職、○保健主任、主幹教諭、該当学部主任、養護教諭、指導医、非常勤看護師、外部専門員、経営企画室担当者 事務局：保健・給食部	医療的ケア体制に関する環境整備及び運用に関すること 指導医、非常勤看護師と連携した教職員の医療的ケアに対する対応及び対策の促進
プール実行委員会（随時）	●管理職、○主幹教諭、学部主任、養護教諭、小・中プール担当教諭 事務局：教務主幹	学校プール・夏季プール等、学校の水泳指導全般の安全な実施に関する企画・運営等に関すること
「青い風」実行委員会（随時）	●管理職、○主幹教諭、学部主任、保健室主任、経営企画室長、その他 事務局：校長指名者	施設設備及び教育活動全般における校長の特命に関する業務の企画・調整等に関すること